

内部統制システム構築の基本方針

山下医科器械株式会社

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、平成17年8月に制定した方針文書、「倫理綱領」および「企業行動憲章」を遵守する。
- (2) 会社は、法令および定款の制定・改定、経営環境の動向、社会情勢の動向などを判断し、取締役に対する教育・訓練を適宜企画して実施する。
- (3) 会社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求等の介入に対しては、「反社会的勢力対応基準」に基づき毅然とした態度で臨み、断固としてこれを排除する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当該情報について、文書および情報管理規程（以下、「規程」という。）に基づき、適正な保存・管理を行う。
- (2) 当該情報について、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、規程に定めた管理者は、速やかに対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 品質管理規程に基づく「リスク管理規程」、および重要情報管理規程に基づく「重要情報取扱手順」に従い、迅速かつ適切なリスク管理およびその予防を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 各部門の長で経営推進会議を構成し、取締役の監督の下、組織規程に定められた職務権限の範囲で業務執行を迅速に進める。
- (2) 取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項および経営推進会議からの付議事項を審議する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 方針文書、「倫理綱領」および「企業行動憲章」を各部署に掲示し、周知徹底をはかる。
- (2) 定款および社内規程・基準、指示文書等は、グループウェアを用い、全社員が容易に閲覧・確認できる状態を維持する。
- (3) 総務部は年1回以上、管理職、中堅社員に対するコンプライアンス研修を実施する。
- (4) 内部監査室はすべての部署に対し、年1回以上、その日常活動の監査を実施し、これを社長に報告する。
- (5) 重要情報取扱手順に基づき、統括情報管理責任者である経営企画室長は、匿名を希望する情報提供者に不利益を生じさせない。
- (6) 社員に法令・定款違反行為があった場合は、就業規則に従い適正に処分するが、これを事例として社内に関示し、コンプライアンスの徹底をはかる。

6. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社の代表取締役は、四半期毎に会社の取締役会に営業報告を行う。
 - (2) 経営企画室は、関係会社管理規程に従い子会社の統括的な管理を行い、管理本部はその会計状況を定期的に監督する。また、会社の内部監査は子会社に対しても実施する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合、取締役会は速やかに人事的対応をはかる。
8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 当該使用人は、会社の業務執行を行わず、その任命・異動・人事考課について、監査役会の同意を得る。
9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役および使用人は、監査役会規程および監査役監査基準に従い、監査役が求める報告および情報提供を行う。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 半期に1回以上、取締役会において監査役より監査活動結果の報告を受ける。
 - (2) 監査役会は、必要に応じて、代表取締役、監査法人または会計監査人、内部監査室と意見交換を行う。
 - (3) 監査役会の内部統制システムおよび監査体制の実効性に係わる意見に対し、取締役会は、内部統制システムの改善を審議し、その結果を監査役会に報告する。

以 上

平成18年5月15日 取締役会決議

平成21年7月28日 一部改定、取締役会決議

平成23年7月26日 一部改定、取締役会決議